

【事案②】

勤務場所	本庁	職	一般職員	年齢	50歳代	性別	男
事件の概要	令和6年11月、当該職員は業務中に同僚職員に対して、業務上のやり取りで不満を感じたことを理由に、大声で怒鳴り、威嚇し、胸ぐらを掴む暴行を行い、職場内の秩序を乱した。 また、令和5年度以降、当該職員は当時勤務していた市の廃棄物処理施設に搬入された廃棄物の一部（掃除機、スチール製ラック、机、イス等）を自己判断により職場内の休憩室で私的に利用した。 当該職員は、これらの事実を認めている。						
処分内容	当該職員：停職1ヶ月 当該職員の上司：文書による厳重注意						
処分理由	法令遵守に率先して取り組むべき市職員が、業務中に同僚職員に対して暴言や暴行を行う不適切な行為により、職場環境を悪化させ、職場内の秩序を乱したこと、また、廃棄物の一部を自己判断により職場内の休憩室で私的に利用した行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、公務に対する市民の信頼を著しく裏切る行為である。 本事案の行為は、職員による信用失墜行為を禁ずる地方公務員法第33条に抵触すると認められ、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものと判断し、懲戒処分を行うものである。						
処分年月日	令和7年10月2日						
問い合わせ	総務部人事課人事管理係 Tel 024-525-3703（直通） 課長 遠藤 武宏 係長 秋葉 和人						

本市職員の懲戒処分に関する市長コメント

この度の不祥事2件は、法令の遵守に率先して取り組むべき市職員としてあるまじき軽率で身勝手な行為であり、また、市民の皆さまの市政に対する信頼を大きく損なったことを深くお詫び申し上げます。

厳正なる処分をもって対処したところであり、今後、このような事態を起こすことのないよう、職員に対し、公務員としての倫理と綱紀粛正を徹底するとともに、市職員として法令遵守と責任をもった行動をとるよう促し、市民の皆さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。